

区連会 資料 2-3

旭 総 第 271 号
令和 5 年 5 月 18 日

地区連合自治会町内会長 様

旭区長 権藤 由紀子

令和 5 年住宅・土地統計調査の実施について（お知らせ）

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知等について特段の御配慮と御協力をお願いします。

調査の概要について

（1）調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

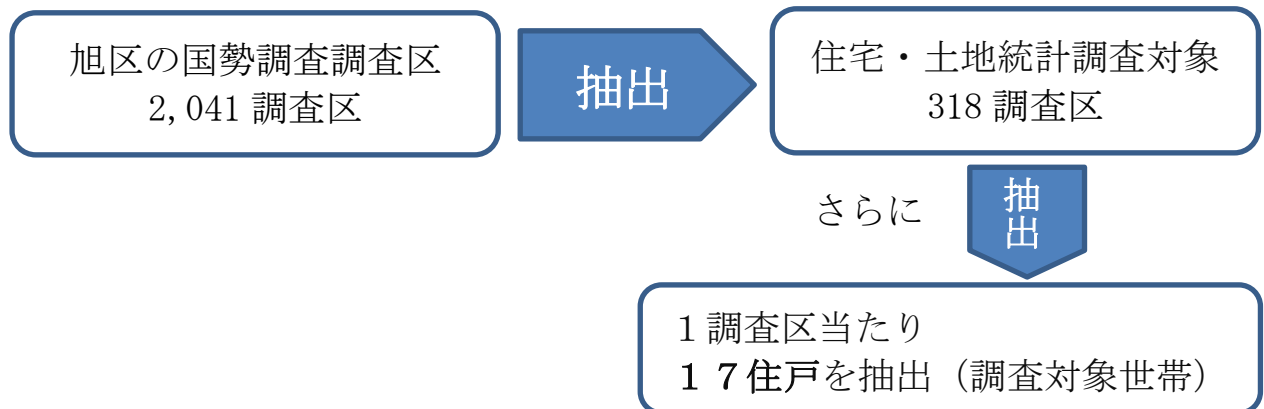
本調査は、多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性などの住宅性能水準の達成度や少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態を明らかにします。また、住環境対策として空き家対策の重要性が高まっていることから、空き家の所有状況を含めた住生活の実態を把握することも目的としています。

（2）調査期日

令和 5 年 10 月 1 日

（3）調査の対象

令和 2 年国勢調査調査区のうち約 6 分の 1 の調査区を対象とし、1 調査単位区（50 住戸前後）から17住戸を無作為抽出して調査します。



【参考】17世帯×318調査区→5,406世帯が対象となります。

旭区全世帯（107,996世帯(R5.4.1時点)）の約20分の1にあたります。

裏面あり

(4) 調査項目

ア 現在住んでいる住居に関する事項

- 居室の数 ○敷地面積 ○バリアフリー設備の有無
- 建物の構造 ○建物の階数 ○増改築及び改修工事に関する事項 など

イ 世帯に関する事項

- 世帯の構成 ○通勤時間 ○現住居に入居した時期
- 年間収入 ○前住居 ○家賃又は間代 など

ウ 現住居以外の住宅に関する事項

- 所有の有無 ○住宅の用途 ○空き家の所有状況 など

エ 現住居以外の土地に関する事項

- 所有の有無 ○土地の利用状況 など

(5) 横浜市における調査結果の活用例

- ア 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の制定の基礎資料
- イ 横浜市住生活マスタープランの策定の基礎資料
- ウ 耐震や防災を中心とした都市計画制定の基礎資料 など

(6) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたします。

- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査区の確認）、調査のお知らせの配布
- ・ 9月23日から30日 調査票の配布
- ・ 10月1日から9日 調査票の回収

※オンライン又は郵送による回答（回答期限10月9日）が大部分を占めるため調査員による回収はごくわずかとなる見込みです。

- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(7) 調査方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は、①インターネットを利用したオンライン回答、②郵送による提出、③世帯の任意封入による調査員による回収のいずれかの方法となります。

(8) オンライン回答の推奨

オンライン調査は、世帯の負担軽減や回答に当たっての利便性向上に加え、集計作業の効率化や迅速化、集計結果の正確性の向上に繋がります。簡単・便利なオンライン回答をぜひご利用ください。

インターネット回答のメリット

- 画面の誘導に従うことでスムーズに回答できます。
- 期間中はいつでもご都合のよい時間に回答できます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末から回答できます。

皆様の回答は守られています

- 不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。



(問合せ) 旭区総務課統計選挙係
電話 954-6012・3